官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔政　令〕
○対内直接投資等に関する政令の一部を改正する政令（一七二）　二
〔府令・省令〕
○対内直接投資等に関する命令の一部を改正する命令（**内閣府・総務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境**七）　三
〔法規的告示〕
○外国為替及び外国貿易法第二十七条の二第一項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める対内直接投資等が国の安全等に係る対内直接投資等に該当しないための基準を定める件の一部を改正する件（**内閣府・総務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境**五）　二六
○外国為替及び外国貿易法第二十八条の二第一項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める特定取得が国の安全に係る特定取得に該当しないための基準を定める件の一部を改正する件（**同**六）　三
○財政法第三十四条の二第一項の規定に基づき、令和七年度分の予算について、支出負担行為の実施計画につき財務大臣の承認を経なければならない経費を定める件（**財務**九七）　三
○令和七年度の血液製剤の安定供給に関する計画を定める件（**厚生労働**一四三）　三九
〔その他告示〕
○特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和六管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（**農林水産**五四六）　四一
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　四五
特殊法人等
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構車両制限令第三条第一項第三号に定める道路の指定及び同令第十条第一項に定める通行方法・第二号イに定める道路の指定、東日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、中日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更・工事一部完了、日本弁護士連合会懲戒処分関係　七〇
地方公共団体
教育職員免許状失効、特定空家等の除却命令及び代執行関係
会社その他
会社決算公告

本号で公布された法令のあらまし

◇対内直接投資等に関する政令の一部を改正する政令（政令第一七二号）（財務省）

1　対内直接投資等の届出の特例の対象から除かれる外国投資家に、外国政府等との契約又は外国の法令その他これに類するものに基づき、当該外国政府等による情報収集活動（当該外国政府等が当該情報を取得することにより国の安全を損なう事態を生ずるおそれが大きい情報の収集が、その対象から除外されていないものに限る。）に協力する義務を負う個人又は法人その他の団体を追加することとした。（第三条の二関係）

2　対内直接投資等の届出の特例の対象から除かれる外国投資家に、法人その他の団体で、外国政府等又は当該外国政府等に対し1の義務を負う個人若しくは法人その他の団体が直接又は間接に保有する議決権の数の総議決権に占める割合が一〇〇分の五〇以上に相当するもの等を追加することとした。（第三条の二関係）

3　国の安全等に係る対内直接投資等に該当するおそれが大きいものに係る一定の業種（以下「特定業種」という。）に係る対内直接投資等の届出の特例の対象から、1の個人又は法人その他の団体に準ずるものが行う行為であって、特定業種に属する事業を行う者のうちその事業の継続的かつ安定的な実施に支障が生じた場合に国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれがある事業を行う一定の事業者に係る対内直接投資等を除くこととした。（第三条の二関係）

4　特定取得の届出の特例の対象から除かれる外国投資家に、1において追加する個人又は法人その他の団体を追加することとした。（第四条の三関係）

5　特定取得の届出の特例の対象から除かれる外国投資家に、2において追加する法人その他の団体を追加することとした。（第四条の三関係）

6　その他所要の規定の整備を行うこととした。

7　この政令は、公布の日から起算して四五日を経過した日から施行することとした。